

新たな海洋基本計画

平成 30 年 5 月 29 日に内閣府総合海洋政策推進事務局長が行った講演の概要は以下の通りです。

私からは、本年 5 月 15 日に閣議決定された新たな海洋基本計画について、ご紹介いたします。新たな海洋基本計画について、次の 3 つの点に絞ってお伝えしたいと思います。一点目は海洋基本計画と海洋政策を推進する体制について、二点目は第 3 期海洋基本計画の概要について、三点目は海洋基本計画のうち、科学技術関連の施策についてです。特に、「法の支配」「科学的知見に基づく政策の実施」は、国際社会の平和、安全及び繁栄をもたらす基盤となるものと考えており、この講演により、政府の包括的な海洋政策についてイメージをもていただければ幸いです。

まず、海洋基本計画と海洋政策を推進する体制について説明します。海洋に関する施策には、幅広い分野に及び多種多様な施策が含まれる一方で、海洋という共通の「場」に関わることから、政府全体として総合的に調整を進めていく必要があります。

そのため、我が国は、海洋に関する諸施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成 19 年に海洋基本法を制定しました。基本法制定前は、各政府機関それぞれが海洋に関する施策を実施しており、連携は十分ではありませんでした。この問題意識から、海洋基本法が策定されました。同法に基づき、おおむね 5 年ごとに海洋基本計画を見直しています。第 1 期海洋基本計画は平成 20 年に、第 2 期海洋基本計画は平成 25 年に策定されました。

本年が、3 回目の改定の年にあたり、これまでの実績を踏まえ、最近の海洋における情勢の変化や技術革新を勘案して 5 月 15 日に第 3 期海洋基本計画の策定を行いました。海洋基本計画は総合海洋政策本部において了承のうえ、閣議決定されました。総合海洋政策本部の本部長は内閣総理大臣で、本部は全閣僚をもって構成されています。また、総理によって任命された有識者によって構成された参与会議が、有識者として、海洋政策に関して意見を述べます。これが、海洋政策を推進する体制です。

次に、第 3 期海洋基本計画の概要についてご説明いたします。第 3 期海洋基本計画では、「新たな海洋立国への挑戦」を本計画の政策の方向性として位置づけております。その基本計画の下、海洋に関する施策を国民が理解しやすいよう、方向性を次の 5 つの端的なキャッチフレーズを用いて示しております。

(a) 開かれ安定した海洋へ。守り抜く国と国民（海洋の安全保障）

- (b) 海を活かし、国を富ませる。豊かな海を子孫に引き継ぐ（産業利用と環境保全の調和）
 - (c) 未知なる海に挑む。技術を高め、海を把握する（科学的知見の充実、調査、観測）
 - (d) 先んじて、平和につなぐ。海の世界のものさしを作る（国際連携・協力）
 - (e) 海を身近に。海を支える人を育てる（人材確保と国民理解の増進）
- キャッチフレーズを用いて国民の理解を促すこのような試みは、最近の我が国の計画の中でも目新しいものです。

第3期海洋基本計画では、まず、海洋の安全保障の観点から海洋政策を幅広く捉え、「総合的な海洋の安全保障」について、新しい概念として示し、「総合的な海洋の安全保障」を政府一体となって推進することを明記しています。

このほか、海洋の主要施策として、(1)海洋の産業利用の促進、(2)海洋環境の維持・保全、(3)科学的知見の充実、(4)北極政策の推進、(5)国際連携・国際協力、(6)海洋人材の育成と国民の理解の増進、についての基本的な方針を記載しております。北極政策は、計画で初めて主要施策として位置づけました。

第3期海洋基本計画では、基本方針にのっとった具体的施策として、約370項目の施策を列挙しております。本計画では初めて各施策の実施府省名を明記しており、施策の実行を担保しております。

海洋状況把握（MDA）について、第2部の項目として独立させました。これも第3期基本計画で初めてのことです。

計画推進にあたっては、総合海洋政策本部が総合海洋政策推進事務局と一体となって、政府の司令塔としての機能を果たします。施策の進捗状況を把握・評価し、計画的かつ総合的な推進に活かすため、PDCAサイクルを活用し、俯瞰的・定量的に把握するための指標を用いた工程管理を行うことを第3期海洋基本計画に明記しています。

以下では、さらに計画の詳細のポイントを説明いたします。海洋基本法施行後10年間の総括してみると、海洋基本法に基づき、第1期、第2期計画を閣議決定し、同計画に掲げる諸施策を推進してきました。また、各省にまたがる横断的な分野においても、関係法令の制定や施策の決定等をしており、メタンハイドレートの海洋産出試験の実施や海底熱水鉱床開発に向けたパイロット試験の実施なども進めてきています。

人口減少・少子高齢化、グローバル化の進展、IT分野における技術革新の加速化や、我が国の安全保障を取り巻く最近の情勢の変化なども踏まえて計画を策定しました。

第3期海洋基本計画では、今後の10年を見据え、海洋基本法に定める基本理念を踏ま

え、次の事項を認識して政策を進めます。

- ① まず、自由、民主主義、基本的人権の尊重及び法の支配は、世界の平和、安全及び繁栄をもたらす基盤であり、「開かれ安定した海洋」の実現に際し、我が国にとり、好ましい情勢や環境を能動的に創出すべく一層努力していく必要があります。
- ② 人口減少のもとにあっても国力の持続的な維持のため、海洋の豊かさ・潜在力を最大限利活用していくことが重要です。技術力の向上とそれを通じた産業の国際競争力の強化がその源泉となります。
- ③ 人類共通の貴重な財産である海洋を子孫に継承していくことが重要であり、健全な海洋産業による海洋の持続可能な開発・利用と環境保全を統合的に推進していくことが重要です。
- ④ 我が国の強みである科学技術を将来にわたり進展させ、世界最先端の革新的な研究開発と海洋を知るための継続的な観測・調査を充実していくことが重要です。
- ⑤ 国民全体が海に親しみ、体験する機運を盛り上げ、海洋に関する施策への国民の理解を得ることがすべての取組の底流にあることが重要です。

第3期基本計画では、海洋をめぐる安全保障上の情勢を踏まえ、様々な分野に横断的にまたがる海洋政策を幅広くとらえます。具体的には、海洋の安全保障の強化に貢献する基層となる施策を整理し、海洋の安全保障に関する施策と包含して「総合的な海洋の安全保障」として政府一体となって取組を推進してまいります。

このような取組により、関係各国と連携しながら、「自由で開かれたインド太平洋戦略」を推進します。特に、防衛・海上保安体制を強化するとともに、海洋状況把握(MDA)体制の確立、国境離島の保全・管理には重点的に取り組めます。

先ほど申し上げた6つの主要施策を推進します。

1つ目として、①海洋資源の開発及び利用の促進、②海洋産業の振興及び国際競争力の強化、③海上輸送の確保、④水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化など、海洋の産業利用を促進してまいります。

2つ目として、沿岸域の総合的管理などにより、海洋環境の維持・保全に取り組めます。

3つ目として、海洋調査の推進、海洋科学技術に関する研究開発の推進等により、科学的知見の充実に取り組めます。特に、海洋と宇宙の連携が重要であり、衛星情報についての研究・検討などを行っております。後でさらに詳細に説明しますが、Society5.0の実現に向けた研究開発の推進として、自立型無人探査機(AUV)の高度化などに取り組めます。

4つ目として、北極政策については、研究開発・国際協力・持続的な利用に係る諸施策を重点的に推進しております。特に研究開発については、ArCS（北極海研究推進プロジェクト）などにより、北極における環境変動とそれが地球全体へ及ぼす影響を把握することなどを目指した国際共同研究を推進しています。これにより、我が国のプレゼンスの向上、国際ルール形成への積極的な参画、国際協力の推進などを実現することを目指します。

5つ目として、海洋の秩序形成・発展、海洋に関する国際的連携、海洋に関する国際協力など、国際的な連携の確保及び国際協力の推進に取り組めます。特に、法の支配や科学的知見に基づいた国際連携・国際協力が重要であると考えておりますので、国際会議は、非常に有意義なものであり、世界最先端の研究成果の創出にもつながりうるのではないかと思います。

6つ目として、海洋立国を支える専門人材の育成と確保、子供や若者に対する海洋に関する教育の推進、海洋に関する国民の理解の増進など、海洋人材の育成と国民の理解の増進に取り組めます。

これまでの説明では第3期海洋基本計画の骨子について、説明したところです。これからの説明では、皆さまが最も関心を持っていると思われる海洋科学技術やMDAに係る事項を説明いたします。

第3期基本計画のもと、多くの科学技術に関する研究開発の施策を推進しております。例として、①気候変動に係るリスク評価の基盤となる情報を収集・整備するとともに、予測情報の高精度化のための研究開発を推進、②海洋生態系の構造と機能及びその変動の様子を総合的に理解するための研究開発を推進、③独創的で多様な基礎研究を広範かつ継続的に推進するための取組の強化などがあります。

「Society5.0」とは、サイバー空間とフィジカル空間（現実社会）が高度に融合した「超スマート社会」を未来の姿として共有し、その実現に向けた一連の取組をさすものであり、日本政府として強力に推進している施策です。海洋基本計画においても、Society5.0の実現に向けた研究開発の推進に取り組むこととしております。具体的には、

- ・海洋鉱物資源の調査などを目的としたAUV
- ・MDAにも貢献する海洋情報の収集や集約

などに関する研究開発を推進することとしています。

平成30年度から新たにSIP「革新的深海資源調査技術」を立ち上げ、これまで培った

海洋資源調査技術、生産技術等をさらに強化・発展させ、水深2000m以深の同技術の開発・実証に向けた取組を進めてまいります。これにより、世界に先駆けた技術開発を進めてまいります。

MDAについては、今回の第三期海洋基本計画において、重点施策に位置づけられたことを受け、第3期海洋基本計画に示されたMDA関連の施策を、具体化・補足するものとして、新たに「我が国の海洋状況把握（MDA）の能力強化に向けた取組方針」を総合海洋政策本部会合において決定いたしました。

同取組方針では、MDAの能力強化にむけて3つの側面から取組を進めることとしております。1つ目は、情報収集体制の強化、これは言わば海洋を見る「目」の強化になります。2つ目は、情報の集約・共有体制の強化、これは情報をつなぐ「神経」の強化になります。3つ目は、国際連携・国際協力の強化、これは国際的なネットワークの強化になります。

このような3つの側面から、我が国のMDA能力を総合的に強化し、海洋の理解を進めることで、海洋の安全保障のみならず、科学技術の発展、環境保全、産業育成等、様々な分野に貢献することを意図しております。

なお、MDAの取組は、総合海洋政策推進事務局、国家安全保障局、宇宙開発戦略推進事務局が連携して関係省庁及び関係機関と総合調整のうえ、情報の集約と共有に取り組みます。

特に、海洋の科学技術に貢献するような情報については、海上保安庁に新たに構築される「海洋状況表示システム」を一つのデータ共有基盤として、関係府省庁・機関が保有する情報を含め、データの共有・連携の強化を進めてまいります。

結びに、「新たな海洋立国への挑戦」を目指し、海洋の恩恵を持続的に享受しつつ、大切な海洋を次世代に継承するために、海洋に関する様々な施策を総合的に推進してまいりたいと考えております。これらの実現に向けて、科学的知見の充実に努めてまいります。本日はご清聴ありがとうございました。